呉市創業支援等事業計画の特定創業支援事業

創業支援等事業者	集合 支援	個別 支援	支 援 内 容
呉商工会議所·呉広域商工会		•	・専門家による個別支援
㈱日本政策金融公庫		•	•事業計画策定等個別相談支援
㈱広島銀行		•	•事業計画策定等個別相談支援
		•	・創業補助金の申請支援
(株)もみじ銀行		•	•事業計画策定等個別相談支援
		•	・創業補助金の申請支援
呉信用金庫		•	•事業計画策定等個別相談支援
		•	・創業補助金の申請支援
(公財)ひろしま産業振興機構	•		・創業支援セミナー
		•	・創業マネージャーによる各種相談
		•	・創業サポーターによる専門アドバイス
(公財)くれ産業振興センター		•	・インキュベーションマネージャーによる経営相談
呉 市		•	・セミナー等の開催(起業家支援プロジェクト, 販路拡大セミナー, リノベーションまちづくり, 女性の創業支援セミナー)

上記の支援を1ヶ月以上にわたり4回以上受け、**経営、財務、人材育成、販路開拓**のノウハウを習得できた場合、「特定創業支援等事業」を受けた者として市が証明書を発行します。

【経営, 財務, 人材育成, 販路開拓のノウハウの内容】

区	分	内 容
経	営	経営全般(理念, 戦略など), 事業計画策定 など
財	務	財務,会計,経理,税務,資金調達,資金繰りなど
人材	育成	従業員の雇用,人事・労務管理,人材確保・育成など
販路	開拓	商品開発,マーケティング,販売促進,販路開拓 など

特定創業支援等事業を受けることのメリット

会社設立の登録免許税が 半額になります。 《株式会社の場合》 資本金の 0.7% → 0.35% 最低税額 15万円 → 7.5万円

無担保・第三者保証人 なしの信用保証枠が +1,000万円。 1,000万円 → 2,000万円 創業関連保証の特例適用が 拡大されます。 創業の

2ヶ月前 → 6ヶ月前

【証明書発行の流れ】

